

BEST2023 年（2023 年 1 月号～12 月号）

■ 2 月号 S・A30 問 交通 No.29(1)問題、解説

pp.51、80

No.29(1)の問題・解説を、以下のとおり訂正いたします。

(1) 国際運転免許証により、我が国の運転免許を受けないで運転することができる期間は、国際運転免許証の発給から 1 年以内であり、かつ、我が国に上陸した日から 1 年以内の期間である。

(1) 正しい。 枝文のとおり。通常、国際運転免許証の申請及び発給を経て入国することから、原則として、国際運転免許証の発給日から 1 年間が運転可能期間となる。ただし、住民基本台帳に記録されている中長期滞在の外国人等で、上陸後に一時出国して国際運転免許証の申請及び発給を経たような場合で出国期間が 3 月未満であるときは、いわゆる「3 か月ルール」により最初に上陸した日から 1 年間が運転可能期間となる。

■ 5 月号 S・A30 問 交通 No.29(1)見出し、解答・解説、正解一覧表

p.78、p.81

p.78 の No.29(1)の見出しを、以下のとおり訂正いたします。No.29 は「正解なし」となります。

誤：正解(5)

正：正解なし

p.78 の No.29(1)の解答・解説をを、以下のとおり訂正いたします。

誤：誤り。 道路運送車両法 58 条 1 項は、自動車は国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けていなければ運行の用に供してはならないと規定しているが、ここにいう「運行」とは、人や物品を運送するしないに関わらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いることであるため、前輪及び後輪を接地していれば、自らの自動車にあるエンジンにより走行する場合のほか、ロープなどで他の自動車に牽引されるときも運行となる。一方、枝文のように他の自動車に前輪を吊り上げられて牽引されている場合は、積荷の運搬として、牽引されている自動車は運行には当たらないと解される。

正：正しい。 道路運送車両法 58 条 1 項は、自動車は国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けていなければ運行の用に供してはならないと規定しており、ここにいう「運行」とは、人や物品を運送するしないに関わら

ず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いることである。前輪及び後輪を接地していれば、自らの自動車にあるエンジンにより走行する場合のほか、吊り上げられるなどして他の自動車に牽引されるときも運行となり、道路運送車両法の無車検運行違反となる。

正解一覧表の No.29 の正解の欄を、以下のとおり訂正いたします。

誤：(1)

正：正解なし

■11月号 皆んなの行政法 過去問

p.47

p.47 掲載の過去問の正誤を、以下のとおり訂正いたします。

誤：×

正：○

■12月号 皆んなの行政法 過去問

p.29

p.29 掲載の過去問4問目の正解を、以下のとおり訂正いたします。

誤：○

正：×